

NII: 社会のイノベーションを誘発する情報システム

# 上海におけるプライバシー保護を 考慮した個人情報利活用の課題

郭 潔敏

上海社会科学院信息研究所



# 上海：情報化、知能化、ネットワーク化 を目指し

---

2010年末

- インターネットユーザー1239万；ネットの普及率64.5%で、全国平均より30.2%以上高回った
- オンラインショッピング53.5%占め、全国平均より18.4% 高回り； インターネットバンキングやオンライン支払いは全国平均より15.8%高回った
- 政府webサイトの利用率は26.1%で、ほぼ81.8%の上海市民はそれらを利用して政府関係の情報を調べること

# 上海市スマートシティ建設推進行動計画

2011-2013

## 主としては「雲海計画」

- 情報インフラ：物のネットワーク、次世代のネットワーク(NGN)、次世代ブロードバンド無線移動通信ネットワークなど(無線LANのビジネス地区のすべてをカバー)。総規模は1.28万億元に達する
- 情報サービス業：市のGDPに6.2%増加するという目標。2012年までに年商1億元以上のクラウド企業を10社育成。それをもって1000億元の情報サービス業の新規営業収入を実現させる



# 具体的に、上海はどう「スマート」になるか

---

第一、情報資源の最大限利用により、「スマート」的な都市管理など実現すること

- 情報の統合化
- 情報の共有化
- 情報利用の効率化



# 具体的に、上海はどう「スマート」になるか

---

第二、情報サービスが多様に展開されるにつれて、市民の日常生活がもっと知能化、ネットワーク化になること

- 検索やアプリケーションや距離の学習
- オンラインショッピングやモバイルビジネス
- オンラインドクターや電子医療記録

# 個人情報提供が日常生活の一部になった

オンラインショッピング、住宅の購入、保険加入、証明書や銀行カードの手続き、そして求職やインターネットアクセスの際にも、詳細で正確な個人情報を記載しなければならないことになってきた

## ■ 基本情報:

名前、年齢、性別、学歴、勤め先など

## ■ 家計情報:

収入、貯金、家計支出の電子決済など

## ■ 医療情報

診療、健康状態、電子医療記録など

# 個人情報に潜在する巨大な「ビジネスチャンス」

通信、銀行、保険、自動車、不動産などの分野は個人情報流出の主な“被災地”

merId	OrderId	CardNO	BankCode	PNames	IdNO	passwords
0	4392258307959439		CMBCCard	欧斌		
0	4392258305327004		CMBCCard	葛凡		
0	4270300300319125		ICBCCard	朱培军		
0	4392258004171171		CMBCCard	徐兵		
0	5309905200121587		ICBCCard	张勇		
0	5187180000900898		CMBCCard	崔岭		
0	4392250005745863		CMBCCard	万宁声		
0	4270205401392394		ICBCCard	刘锦辉		
0	5187180000900898		CMBCCard	崔岭		

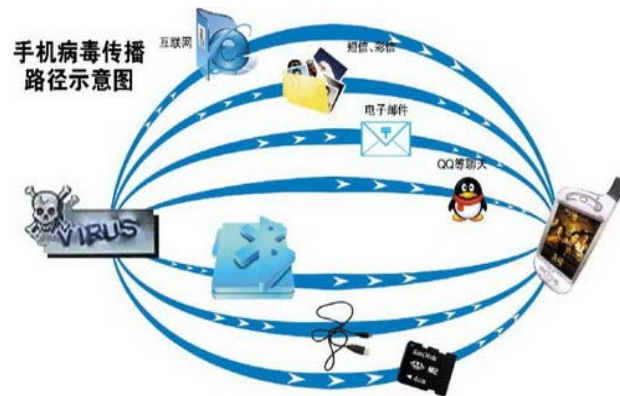
# 個人情報利活用に伴うプライバシーのセキュリティ

- 電子データ化が進むにつれて、個人情報の収集、盗み、販売などはますます便利になった
- 統計データベース: 個人の収入、クレジットカードのタイプ、病気の種類、テストの点数なども含まれる
- プライバシーが保障できなければ、人々の不安をあまり、生活を脅かし、本人及び家庭の日常生活が影響される



# 深刻化してきた個人情報の漏洩および不正利用

携帯のウイルスは個人のプライバシーを盗み出し(図)



- 個人の油断
- ウィルス
- webサイトの過失
- ハッカーが潜入
- 非法的売買

# ネットで販売する「第4世代モバイルモニタカード」





## 2011末、多発する個人情報流出事件

- 2011中国で大規模なネットユーザー情報漏える事件。中国最大のソフトウェア開発者コミュニティ、CSDN (Chinese software develop net)のユーザーデータベースが攻撃にあい、640万人以上のユーザー情報が漏えいした。その後、人人網、開心網、天涯社区、世紀佳緣、百合網等のサイトの「パスワード集」が、相次いでネット上に出現した。情報漏えいにあったユーザー総数は、1000万人を超えたと言う話
- 2011年12月22日は「冬至」であったが、ネットユーザーは「パスワード変更日」と名付けた

# 写真: 摘発された個人情報売買組織



# 中国における「個人情報保護法」はまだ検討中

- 2003年、中国の「個人情報保護法」(専門家意見草案)が着手し始められた
- 現に、中国の諸法律の中、個人情報の扱いに触れるものは散在し、適用範囲は限られる。保護手段は民事責任判断・賠償より刑事責任・行政処分を重んじる傾向



# 上海地方の「個人情報保護法」を呼びかける声

---

- 「情報安全を持って、スマートシティを構築して守る」方針
- 市の「両会」で、地元の「個人情報保護法」を作ろうという提案
- 最近、市レベルの「信用情報プラットフォーム」などに「社会信用システム構築の特別基金」を設立



# プライバシー保護は世界全体の共通な課題

---

- プライバシー保護を考慮した個人情報利活用は多くの国が重んじて対処している
- 「個人情報保護法」をつくるのは今までの方向性ともいえよう

# EUの「総合的立法モデル」

- EUは、進化する情報技術に合わせて、プライバシーと電子通信に関する指令を 2002年に採択した。これを受けて、各加盟国は、2003年に、本指令を国内法体系に取り入れた。
- この指令は、スパムメールやスパイウェアなどの近年の電子市場における問題に言及しており、世界でも最も包括的なプライバシー保護法であるといえる。たとえば、サービスユーザの承認なしでのスパイウェアの使用の禁止など



# アメリカの「セクトラル式の立法モデル」

- アメリカには個人情報保護の一般法は持っていないけど、特定の分野毎に個別の立法が多数存在する。いわゆる「セクトラル方式」の個人情報保護となっている
- 例えば、金融記録・信用報告、ビデオレンタル、有線テレビ等に関する法律がある

# 日本の「ハイブリッド的な立法モデル」

- EUとアメリカの特徴を兼ねる日本「個人情報保護法」
- 範囲が広く、内容が豊かで、個人の携帯電話番号や住所、医薬関連のカルテから職業なども、法的保護の範囲に属する
- 処置措置としては、個人情報保護法により行政処分、プライバシー権により損害賠償責任など

## 新・第三者認証マーク



JAPHIC（ジャフィック）マークは、事業者が個人情報保護体制を構築し運用していることを第三者が認証する制度



# まだ論議されて検討すべき問題①

---

## プライバシーの概念と範囲

- 個人情報  
information relating to individuals
- 個人プライバシー  
personal privacy
- 個人資料或いは個人データ  
personal data



## まだ論議されて検討すべき問題②

---

### プライバシー保護を考慮した個人情報利活用の難しさ

- プライバシー保護と情報データに対する多くなってきた社会ニュースとの矛盾。即ち、プライバシー保護と個人情報活用とのバランスを取らなければならない
- 反対側：インターネットの本質は開放性にあると言われ、絶対のプライバシーがあるものか。

## まだ論議されて検討すべき問題③

### プライバシー保護には責任と監督

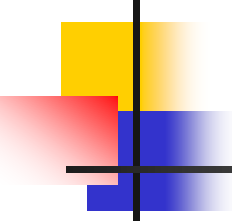
- 「管理ミス」などによってプライバシーが侵害された時、つねに立証が難しく、訴訟ができない状態
- 監査の第三者性・客観性  
米国にはプライバシー監督機関は存在ませんが、FTC（連邦取引委員会）は、消費者信用情報と公正な取引活動を保護する法律を監督し実施する権限を持っています。



# 市民のプライバシーはいかに保護するか

## 第一、技術の面

- Webサイトの設計ミスで情報が漏洩した場合もあるので、情報技術の更新
- 第三者の不正なアクセスによる個人情報の漏洩・流用・改ざん等を防止するため、ファイヤーウォール設置・コンピュータウイルス対策、その他合理的なセキュリティ対策を講じ、個人情報の安全確保



# 市民のプライバシーはいかに保護するか

---

## 第二、法律の面

- 国の「個人情報保護法」が公布される前、市レベルの関係規則、たとえば情報が漏洩された被害者の責任追及、損害賠償などは策定
- 個人情報保護の目的は、情報を有効に活用してビジネスを活性化するので、必要な守るべき管理上のルールを定める

# 市民のプライバシーはいかに保護するか

## 第三、認識と教育の面

- 個人情報保護に対する認識が社会全体に行き渡り、理解・教育を徹底させる事。
- 例え、日本国内最大の個人情報保護教育団体——日本プライバシープロフェッショナル協会(JPPA)。認定受講者約1万名を有する
- 中国の伝統文化にはプライバシー概念が薄く、しっかりとプライバシー権を普及して、人々の自律性を高めていく





# 市民のプライバシーはいかに保護するか

---

## 第四、資金と人材の面

- 調べにより、中国のwebサイトが情報セキュリティへの投入は割合すくなかった。ただIT全体支出の1%たらず。欧米はその比率が8%~10%である
- 個人情報の管理・保護・トラブル対応は全体的な取り組みで、人材の育成が急務となる



## まとめる言葉の一：

---

- プライバシー保護を考慮した個人情報利活用は、情報社会の発展方向。社会全体がプライバシーを重んじて保護する自覚性を有すべき
- プライバシー保護の範囲については、できるだけ統一して広めに周知させておくこと



## まとめる言葉の二:

---

- 個人情報一旦公共部門に提供すると、守られる「公共安全」に係り、勝手に漏れるとかことは「公共安全」に脅かすと認識しなければならない
- 個人情報はプライバシーの一部であり、あくまでも原則として、あらかじめ本人の同意が必要だ



# 未来課題の一：

---

## プライバシーの分類管理

- プライバシー保護必要性の度合いを2段階に分けて、低い方を“covered information”、高い方を“sensitive information”
- アメリカ「プライバシー情報とは何か」を真正面から定義したアメリカの新プライバシー保護法案



## 未来課題の二：

---

プライバシーの定義、判断基準とか統一できるか

- 米国やEUと同様の第三者機関によるプライバシー・シールプログラムのサービスが開始され、約1万社以上の団体／企業／医療関係機関がプライバシー保護の認証シール（マーク）を付与されています。
- プライバシー保護の国際連携  
プライバシー専門家の国際協会 (IAPP)  
日本プライバシープロフェッショナル協会 (JPPA)



---

御清聴有難うございました

上海社会科学院信息研究所

[gjm@sass.org.cn](mailto:gjm@sass.org.cn)